

外国法人特区の創設

背景

日本は人口が減少してゆき、人口オーナス期に入っている。経済の活性化を進めるには、外国、特にアジアの成長力を取り込んでゆく必要があり、アジアに近い大阪に外国法人の積極的な誘致をするための「外国法人特区」を創設。

プロジェクトの内容

うめきたを中心とした大阪駅周辺地域において、ナレッジキャピタルの諸施設を活用した、外国法人誘致に必要な諸施策を実施するとともに、下記規制緩和措置による「外国法人特区」の新設により、外国法人の日本進出を加速していく。

効果

- ・ 海外法人の成長力の取り込み。
- ・ 短期的にはホテル、会議場の需要増、中長期的には、労働力の確保。
- ・ 異文化が交じり合うことによる新しい事業の創造。
- ・ 日本の中小企業と海外企業との連携強化。

必要な措置

(法人に対して)

- ・ 外国法人に対する法人税減免 ⇒ シンガポール、韓国並みの法人税率15%まで減免し、アジア拠点の誘致を図る。
- ・ 外国法人誘致に係る日本法人の法人税減免 ⇒ 外国法人設置で派生する周辺ビジネスを促進。
- ・ 雇用形態の特例認可 ⇒ 一定以上の外国人を雇用する企業に対し、①有期雇用契約の認可②労働時間の制約撤廃③解雇ルールの自由化の特例措置を認め、日本進出のハードルを下げる。
- ・ 就業ビザ簡素化 ⇒ 現行の27種類の手続きの簡素化と期間の延長。
- ・ 特区周辺の日本企業のDB化 ⇒ 特区周辺の日本企業の活動内容、得意分野をDB化し、マッチングを促進。

(個人に対して)

- ・ 外国語が通じるクリニックの設置 ⇒ 外国人医師の雇用促進。
- ・ 外国人学校の充実 ⇒ 外国人学校(幼稚園、小学校、中学校、高校)の設置と転入制度の創設。
- ・ 国際バカロレア認定校の誘致 ⇒ 国際バカロレア認定校を特区内に誘致。
- ・ 住民税・所得税の当初数年間減免 ⇒ 特区内の外国法人就業者への住民税・所得税の減税による、定住促進。
- ・ 永住権・日本国籍取得の要件緩和 ⇒ 移民制度の創設。

必要な法改正

- ・ 法人税法改正
- ・ 労働基準法改正
- ・ 入国管理法改正
- ・ 労働契約法改正
- ・ 医師法改正
- ・ 学校教育法改正

想定される事業主体

- ・ 株式会社KMO
- ・ グランフロント大阪
- ・ 外国法人

外国法人を誘致するために、①アジア各国に比べても低い法人税率や、事業展開するためのサポート体制の確立②就業者および家族の不安を除去すること、を実行し、アジアNo.1の地位を築き、海外のパワーを取り込んでゆくものとする。